

NO	事業名	区分	事業概要	新規又は拡充内容	実施時期
1	障害者等用駐車区画の適正利用促進	新規	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、障害者等用駐車区画の適正利用を促進する。	<p>1 障害者等用駐車区画と明示したコーンカバーを被せたカラーコーンを製作し、主な市有施設（不特定多数の市民が来訪する区役所、市民センター、コミュニティセンターなど）に設置し、一般市民への障害者等用駐車区画の適正な利用を促進する。</p> <p>専用カラーコーン作成 200個</p>	平成30年度
<p><イメージ> 和歌山県でのカラーコーン作成例</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="302 632 835 1019">  <p>わかりやすい表示</p> </div> <div data-bbox="302 1059 835 1455">  <p>駐車区画の奥に設置</p> </div> </div>				<p><経緯></p> <p>障害者等用駐車区画については、障害者や妊産婦など、乗降時に車のドアを広く開く必要がある方が駐車するためのスペースとして設置されているが、健常者が駐車する不適正な利用があり、障害者等が当該区画を利用できない場合が発生している状況にあるとの声が寄せられている。</p> <p>このため、障害者等用駐車区画であることを表示する「カラーコーン」により、「見える化」を図り、主な市有施設に設置することにより、広く市民に対し障害者等用駐車区画への理解を促進するとともに、不適正な利用を抑止する。</p>	

NO	事業名	区分	事業概要	新規又は拡充内容	実施時期																					
2	福祉講話	拡充	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、市内小学校で障害者自らの体験を語る講話やパラスポーツなどの体験学習を実施する。	<p>2 小学生を対象に障害者への理解を促進する福祉講話について、東京2020大会の開催される前年度末(平成31年度末)までに、全ての市内小学校(111校)にて1回実施することを目標として計画的に実施するため、開催回数を増やすとともに、パラスポーツなどの体験学習の選択肢も広げる。</p> <p>※委託先：千葉県身体障害者連合会</p> <p>①開催回数 年30回→年40回(拡充) ※平成28年度～平成29年度 累計 41校</p> <p>②内 容</p> <table border="1" data-bbox="719 826 1794 1401"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">内 容</th> <th>開催時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講 話</td> <td>障害者本人からの講義</td> <td>「肢体不自由・視覚障害・聴覚障害」から1つまたは2つを選択</td> <td>45分または90分</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">体 験</td> <td>児童との交流体験</td> <td>車椅子操作、点字・手話体験</td> <td>45分</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">パラスポーツの体験</td> <td>車椅子卓球、STT</td> <td>45分</td> </tr> <tr> <td>車椅子レクダンス、ボッチャ、ゴールボール</td> <td>90分</td> </tr> <tr> <td colspan="3">講 話 + 体 験 (いずれか1つ)</td> <td>90分または135分(最長)</td> </tr> </tbody> </table>		内 容		開催時間	講 話	障害者本人からの講義	「肢体不自由・視覚障害・聴覚障害」から1つまたは2つを選択	45分または90分	体 験	児童との交流体験	車椅子操作、点字・手話体験	45分	パラスポーツの体験	車椅子卓球、STT	45分	車椅子レクダンス、ボッチャ、ゴールボール	90分	講 話 + 体 験 (いずれか1つ)			90分または135分(最長)	平成30年度
	内 容		開催時間																							
講 話	障害者本人からの講義	「肢体不自由・視覚障害・聴覚障害」から1つまたは2つを選択	45分または90分																							
体 験	児童との交流体験	車椅子操作、点字・手話体験	45分																							
	パラスポーツの体験	車椅子卓球、STT	45分																							
		車椅子レクダンス、ボッチャ、ゴールボール	90分																							
講 話 + 体 験 (いずれか1つ)			90分または135分(最長)																							

NO	事業名	区分	事業概要	新規又は拡充内容	実施時期
3	発達障害者支援の推進	拡充	発達障害者及び家族への支援の充実を図るため、発達障害者支援センターの人員体制を強化するとともに、市内の医療従事者に対して、発達障害への対応力向上に資する研修を実施する。	<p>3</p> <p>(1) 発達障害者支援センター 常勤職員1人増 5人→6人 ※非常勤含む <経緯> 新規相談者の受付予約から初期相談までの期間が長期化しており、待ち期間の短縮を図るため、増員。</p> <p>(2) 発達障害者等に関する巡回相談員整備事業 非常勤職員2人の常勤化 <経緯> 相談支援のノウハウや関係機関との連携体制の構築に資するよう常勤職員とした。</p> <p>(3) かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業 市内医療従事者に対して、発達障害への対応力向上に資する研修を実施 <経緯> 発達障害児者にとって身近な医療機関で助言が受けられることは、障害の早期発見につながるが、現状では発達障害について対応できる地域の医療機関は限られている。特に発達障害児の対応は、児童精神科や小児科での対応が望まれるが、対応可能な医療機関は限られることから、千葉県医師会の協力のもと研修を実施する。なお、研修講師の養成は今年度実施済。</p>	平成30年度

平成30年度 新規事業及び拡充事業等

障害者自立支援課 企画班

NO	事業名	区分	事業概要	新規又は拡充内容	実施時期																																													
4	手話通訳者養成講座等の実施（専門性の高い意思疎通支援）		手話通訳者養成講座Ⅲを開催するとともに手話通訳者の全国統一試験を実施する。	<p>4 専門性の高い意思疎通支援である「手話通訳者」の養成研修について、平成26年度から政令市である本市においても実施している。</p> <p>5年目となる平成30年度は、手話通訳者養成講座の最終講座として「手話通訳者養成講座Ⅲ」を新たに実施するとともに、手話通訳者に係る全国統一試験を千葉県と実施することにより、手話通訳者の確保を推進する。</p>	平成30年度																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>委託先（予定）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①手話奉仕員養成講座（前期）【座学】</td> <td>実施</td> <td></td> <td>実施</td> <td></td> <td>実施</td> <td rowspan="4">千葉市聴覚障害者協会</td> </tr> <tr> <td>②手話奉仕員養成講座（後期）【座学】</td> <td></td> <td>実施</td> <td></td> <td>実施</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③手話通訳者養成Ⅰ【座学】</td> <td></td> <td></td> <td>実施</td> <td></td> <td>実施</td> </tr> <tr> <td>④手話通訳者養成Ⅱ【座学】</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>実施</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤手話通訳者養成Ⅲ【観察・実習中心】</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>実施</td> <td rowspan="2">千葉県聴覚障害者協会</td> </tr> <tr> <td>全国統一試験</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>実施</td> </tr> </tbody> </table> <p>※手話通訳養成講座Ⅲの修了者は、手話通訳者全国統一試験の合格を経て、正式に手話通訳者として認められる。 その後、面接試験を経て、千葉県に登録し、手話通訳者として活動する。</p>							H26	H27	H28	H29	H30	委託先（予定）	①手話奉仕員養成講座（前期）【座学】	実施		実施		実施	千葉市聴覚障害者協会	②手話奉仕員養成講座（後期）【座学】		実施		実施		③手話通訳者養成Ⅰ【座学】			実施		実施	④手話通訳者養成Ⅱ【座学】				実施		⑤手話通訳者養成Ⅲ【観察・実習中心】					実施	千葉県聴覚障害者協会	全国統一試験					実施
	H26	H27	H28	H29	H30	委託先（予定）																																												
①手話奉仕員養成講座（前期）【座学】	実施		実施		実施	千葉市聴覚障害者協会																																												
②手話奉仕員養成講座（後期）【座学】		実施		実施																																														
③手話通訳者養成Ⅰ【座学】			実施		実施																																													
④手話通訳者養成Ⅱ【座学】				実施																																														
⑤手話通訳者養成Ⅲ【観察・実習中心】					実施	千葉県聴覚障害者協会																																												
全国統一試験					実施																																													

平成30年度 新規事業及び拡充事業等

障害者自立支援課 企画班

NO	事業名	区分	事業概要	新規又は拡充内容	実施時期
5	障害者職業能力開発プロモーター事業	廃止	平成29年度をもって、障害者職業能力開発プロモーター事業を廃止する。	<p>5 障害者への就労相談、企業等への障害者雇用に係る相談、福祉施設利用者及び特別支援学校の生徒等への支援などを行う「障害者職業能力開発プロモーター事業」を平成19年度より非常勤嘱託職員を配置して実施し、平成27年度からは増加し続ける相談支援ニーズに対応するため、外部委託化を図った。</p> <p>一方、障害者就労支援のワンストップサービスを提供する「千葉障害者就業支援キャリアセンター（千葉県・千葉市で運営）」においても、平成29年度から、相談支援と企業での定着支援が強化されるとともに、平成30年度からは、新たに就労系の障害福祉サービス事業所において「就労定着支援事業（*）」が創設されることから、平成29年度をもって障害者職業能力開発プロモーター事業（市単独事業）を廃止することとした。</p> <p>なお、今後の就労に関する相談等については、「千葉障害者就業支援キャリアセンター」などの就労支援機関や法定サービスの利用により対応する。</p> <p>* 就労定着支援事業 定着支援にはかかせない、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行う法定サービス</p>	～平成29年度

平成30年度 新規事業及び拡充事業等

障害者自立支援課 給付班

NO	事業名	区分	事業概要	新規又は拡充内容	実施時期
1	心身障害者福祉手当	見直し	心身障害者福祉手当の手当額を減額するとともに、65歳以上の新規障害者を本制度の対象外に見直し	<p>手当額</p> <p>単独障害者 7,000円/月 ⇒ 5,000円/月</p> <p>重複障害者 10,500円/月（変更なし）</p> <p>※障害児については変更なし</p> <p>なお、見直しにより生じる財源を活用し、以下の事業を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強度行動障害者支援加算 ・発達障害関係体制強化 ・かかりつけ医等発達障害対応力向上研修 ・地域生活支援拠点整備 ・精神障害による措置入院者等退院後支援 ・依存症対策 ・ひきこもり支援センター運営（体制強化） ・施設受入体制の強化（桜木園・大宮学園） 	<p>平成30年4月～</p> <p>※平成30年4月～9月分の手当が支給される10月支給時から手当減額となる。</p>

平成30年度 新規事業及び拡充事業等

障害福祉サービス課 3班共通

NO	事業名	区分	事業概要	新規又は拡充内容	実施時期
1	共生型サービス	新規	介護保険サービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に障害福祉（共生型）の指定を受けられるよう、障害福祉の居宅介護、生活介護、短期入所等の指定を受ける場合の基準の特例を設ける。	対象サービス ・居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、児童発達支援、放課後等デイサービス。	平成30年度

平成30年度 新規事業及び拡充事業等

障害福祉サービス課 指導班

NO	事業名	区分	事業概要	新規又は拡充内容	実施時期
1	障害児通所支援	拡充	障害児向けサービスとして、障害児の居宅を訪問して発達支援を行う「居宅訪問型児童発達支援」の創設。	重症心身障害等の重度の障害により外出が著しく困難な場合や感染症にかかりやすく重篤化する恐れのある場合など、障害児本人の状態を理由として外出ができない場合、居宅を訪問して発達支援を行う。	平成30年度

NO	事業名	区分	事業概要	新規又は拡充内容	実施時期
1	就労定着支援	新規	就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した障害者の就労に伴う生活上の支援ニーズに対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定期間にわたり行う「就労定着支援」の創設。	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した障害者に対して、対面による相談等や利用者を雇用した企業への訪問、関係機関との連絡調整等を行う。	平成30年度
2	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	拡充	自立訓練（機能訓練・生活訓練）は、障害種別によって利用できるサービスの制限があったが、両訓練とも障害の区別をなく利用可能とするとともに、視覚障害者に対する歩行訓練等を生活訓練としても実施出来るようにする。	（現行） 機能訓練：身体障害者 生活訓練：知的障害者・精神障害者 （改正後） 両訓練ともに障害の区別なく利用可能	平成30年度
3	強度行動障害者支援加算	拡充	強度行動障害者を受け入れた場合の市単独加算を生活介護及びグループホームに拡充する。	一定の条件を満たした生活介護事業所及びグループホームに入所支援施設等と同様に加算を行う。 ・生活介護 2,500円／日 ・グループホーム 2,310円／日	平成30年度

NO	事業名	区分	事業概要	新規又は拡充内容	実施時期
1	自立生活援助	新規	<p>障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを創設。</p>	<p>定期的に利用者の居宅を月2回以上訪問し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事、洗濯、掃除などに課題はないか ・公共料金や家賃に滞納はないか ・体調に変化はないか、通院しているか ・地域住民との関係は良好か <p>などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。</p> <p>定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行う。</p> <p>標準利用期間は1年（市町村判断で延長可能）</p>	平成30年度
2	高額障害福祉サービス等給付費の支給対象の拡大（高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用）	拡充	<p>高齢障害者が介護保険サービスを利用する場合、障害福祉制度と介護保険制度の利用者負担上限額が異なるために利用者負担（1割）が新たに生じる。このため、65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用して一定の高齢障害者に対し、介護保険サービスの利用者負担が軽減されるよう障害福祉制度により利用者負担を軽減（償還）する。</p>	<p>対象者要件（以下の全ての要件を満たすもの）</p> <ol style="list-style-type: none"> ①65歳に達する日前5年間引き続き介護保険相当障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所）に係る支給決定を受けていたこと。 ②65歳に達する日の前日において「低所得」又は「生活保護」に該当し、65歳以降に利用者負担の軽減の申請をする際にも「低所得」又は「生活保護」に該当すること。 ③65歳に到達する日の前の日において障害支援区分2以上。 ④65歳まで介護保険サービスを利用してこなかったこと。 	平成30年度

平成30年度 新規事業及び拡充事業等

精神保健福祉課

精神保健福祉班

NO	事業名	区分	事業概要	新規又は拡充内容	実施時期
1	千葉県ひきこもり地域支援センター設置運営	拡充	ひきこもりの方及び家族からの相談に応じ、適切な助言や家庭訪問などの包括的な支援を行う千葉県ひきこもり地域支援センターを運営する。 また、ひきこもりの早期発見及び支援につなげるため、ひきこもりサポーター養成研修及び派遣事業を実施する。	○設置場所 千葉県こころの健康センター内 (千葉県美浜区高浜 2-1-16) ○開所日 週5日(月～金)、9:00～17:00 (祝・休日、年末年始を除く) ○対象年齢 年齢制限なし ○職員体制 3人→4人 (精神保健福祉士等の有資格者) ○運営形態 委託(受託者:NPO法人ユニバーサル就労ネットワークちば)	平成30年4月
2	依存症者を支援する民間団体への助成	新規	アルコールや薬物等の依存症関連問題に取り組む民間団体に対して、その活動を支援する補助金交付事業を実施する。	○補助対象団体 ①市内に活動拠点を有する ②月に1回以上補助対象事業活動を有する ③営利を目的としない団体 他 ○補助対象事業 ①ミーティング活動 ②情報活動 ③普及啓発活動 ④相談活動 ①～④に係る報償費、使用料など ○補助率 1/2 ○補助上限額 1団体につき、年間30,000円	平成30年4月